

海上交通安全法施行規則改正等のお知らせ

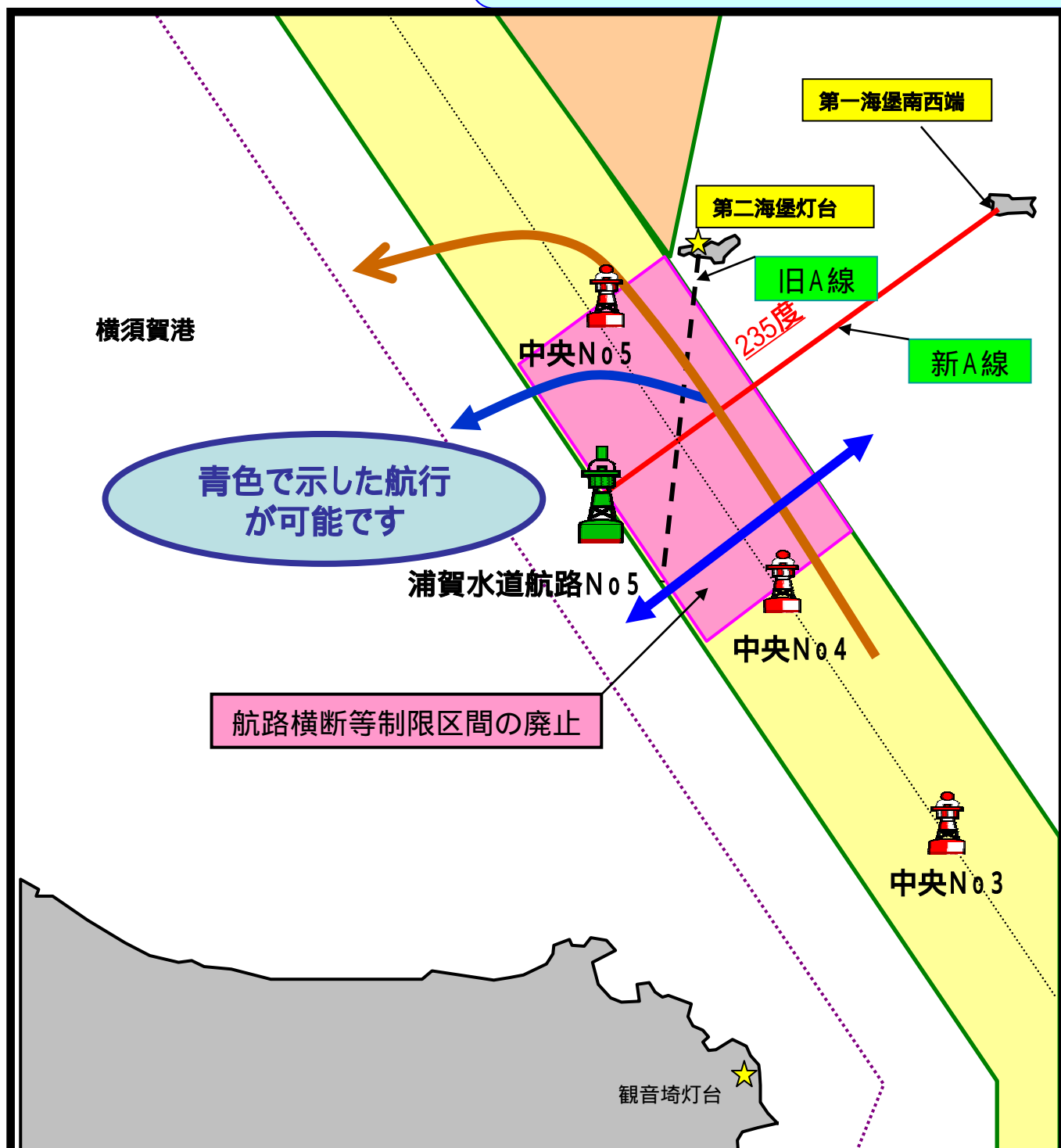
平成20年1月1日に海上交通安全法施行規則が改正され、
浦賀水道航路及び中ノ瀬航路における交通ルールの一部が変更されました。

航路横断等制限の廃止

第三海堡撤去により、付近航路航行船舶の操船水域が拡大されることから、浦賀水道航路への出入りや横断の制限が廃止されました。

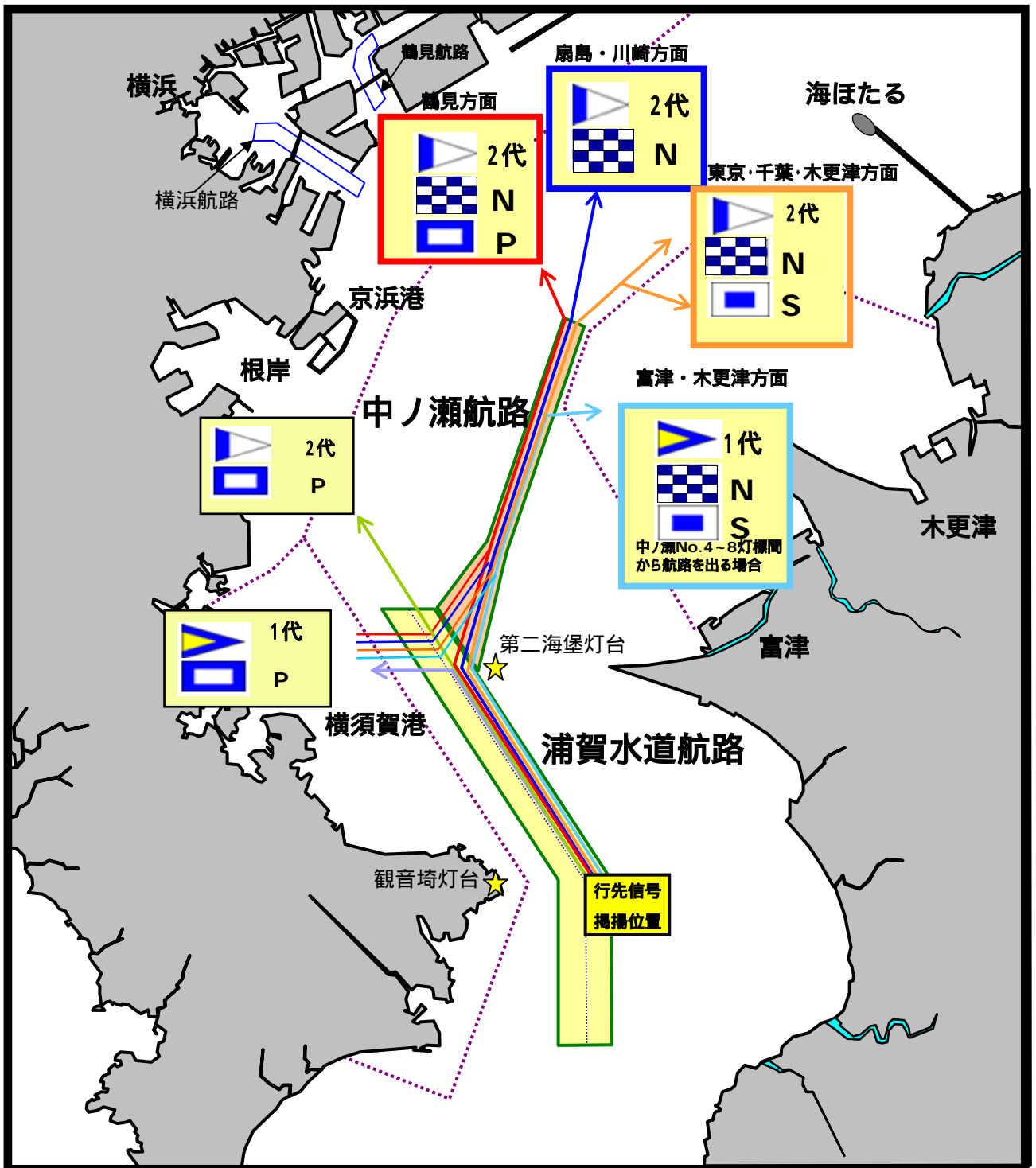
航行義務区間の見直し

第三海堡撤去により、浦賀水道航路を航行し横須賀港に向かう経路が拡大されたことから、航路航行義務区間が変わりました。(旧A線 新A線)



行先信号の見直し

中ノ瀬航路を航行する船舶の揚げ替えの負担を軽減するため、行先信号を見直しました。



連絡先

電話

インターネットホームページアドレス

第三管区海上保安本部
交通部安全課

045-211-1118 (代)
045-226-1695 (直)

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/>

東京湾海上交通センター

046-842-0118

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/tokyowan/>